

# 司法権-裁判所



## (i) 司法権の独立

■ **司法権の独立**…司法権は公正でなければならず、他の干渉を受けないようにする規則がいくつかある。  
裁判所のみが司法権を持てるよう、日本国憲法下では〔<sup>1</sup>〕の設置を禁止

①**裁判官の職権の独立**(第76条3項): 裁判官は良心に従い、憲法・法律にのみ拘束=その他の圧力は除外!

例:〔<sup>2</sup>〕(1891)

日本人がロシア皇太子を襲撃した事件の際に、法律以上の判決を与えるよう政府が圧力を掛けた。  
しかし、大審院長の**児島惟謙**は、圧力に屈せず、法律の通りに正しい判決を下した。

②**規則制定権**(第77条): 訴訟に関する手続きなどを定める権利を持つ

③**裁判官の身分保障**: **特例**を除きクビにならない、相当額の報酬と身分が保障される



### ★定年以外で裁判官が罷免されるパターン

(i) 心身の故障のため、職務をおこなうことができないとされた場合

(ii) 国会が設置する〔<sup>3</sup>〕で、罷免の判決を受けた場合

(iii) 国民による〔<sup>4</sup>〕によって多数が罷免とした場合(最高裁判所裁判官のみ)

## (ii) 裁判所と三審制

■ **裁判の種類**★<sub>1</sub> ~☆名誉毀損に関する実際の裁判例をみながら裁判制度について学んでみよう。~

### 事件簿1 アンガールズ山根 名誉毀損被害訴訟

【事件内容】お笑いコンビ「アンガールズ」の山根良顕(36)に対する強姦容疑の告訴状をネット掲示板に掲載したとして、名誉毀損罪に問われた河本順子被告(34)に対し大阪地裁は、懲役1年2月、執行猶予3年の判決を言い渡した。判決理由で裁判官は「2人のメールのやりとりなどから、虚偽の内容で名誉を傷つけた事実は認めるほかない」と述べ、刑事責任は免れないとした。(第一審:大阪地裁)

### 事件簿2 橋本徹 週刊文春訴訟

【事件内容】風俗店で性的接待を受けたとする週刊文春の記事で名誉を傷つけられたとして、橋本徹前大阪市長が発行元の文芸春秋に 1100万円の損害賠償を求めた訴訟の**控訴審**判決があった。裁判長は、名誉毀損を認定して220万円の支払いを命じた1審判決を支持、それぞれの控訴を棄却した。判決理由で裁判長は女性について「客観的な裏付けなし」と指摘し、真実と認められないと判断。(第一審:大阪地裁→第二審:大阪高裁)

〔<sup>5</sup>〕 = 被告人の有罪・無罪、有罪なら量刑を決定する裁判(事件簿1のような裁判)

〔<sup>6</sup>〕 = 財産や身分に関する権利・義務についての争いを裁く裁判(事件簿2のような裁判)  
和解という形で終了、簡単な手続きである調停によって解決

〔<sup>7</sup>〕 = 政府や地方公共団体が行う行政行為についての裁判

## ★<sub>1</sub> 刑事裁判と民事裁判の違い

刑事

民事

### ■ 裁判所の種類

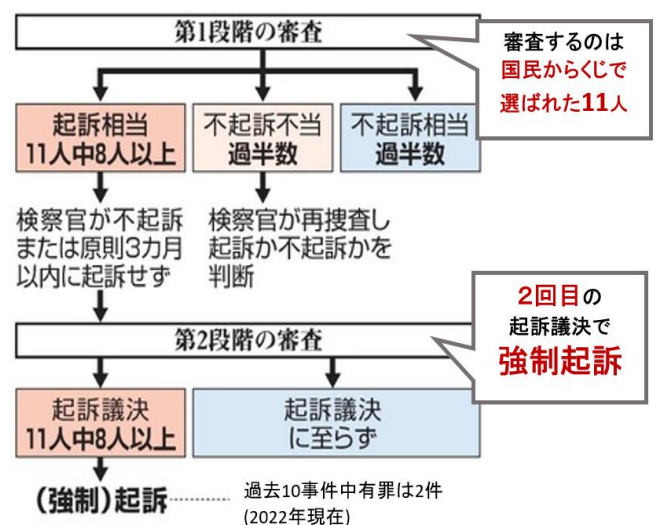
- ・〔<sup>8</sup>〕…日本に一つだけある裁判所。天皇が任命する長官+14名の裁判官で構成
- ・ **下級裁判所**
  - 高等裁判所**：全国に8カ所あり、控訴・抗告審を扱う
  - 地方裁判所**：各都道府県+北海道4カ所の計50カ所
  - 〔<sup>9</sup>〕裁判所：家事事件や少年事件などを扱う
  - 〔<sup>10</sup>〕裁判所：罰金140万円以下の請求や罰金以下の刑にあたる第一審を扱う
- ・〔<sup>11</sup>〕：国民の権利保障を確実にするために、3回まで裁判を受けることができる制度  
判決に不服があれば、上級裁判所にやり直し（上訴）を求めることが可能。
- ・〔<sup>12</sup>〕：証拠が虚偽のものであったり、新しい事実が判明したりした場合、  
裁判のやり直しができる制度 ⇒ 〔<sup>13</sup>〕の防止

### +a 検察審査会とは

検察は、犯罪の疑いがあるものを捜査し、起訴するかどうかを決定する役割を担う。つまり、起訴において検察が全ての権限を握っており、万が一その決定が不適当だった場合に実施されるのが**検察審査会**である。検察の判断を監視する役割をもつ。

#### 検察審査会のポイント

- (1) 審査する人は有権者  
専門家ではなく、一般市民から抽選で選ばれている。
- (2) 「起訴すべき」という判断が2度決定された場合には、検察は必ず起訴しなければならない。(= **強制起訴**)



### (iii) 違憲審査権

**違憲審査権**…裁判所が裁判を通して一切の法律・命令・規則などが憲法に反していないかを判断する権限  
特に、最高裁判所は最終的な判断を下す場所であるとして〔<sup>14</sup>〕と呼ばれる

日本の違憲審査方法 = 〔<sup>15</sup>〕 **違憲審査制**

**違憲審査をする際には、何かしら具体的な事件の裁判が必要**となること。

つまり、「自衛隊は憲法9条に反しているんじゃないの…?」という主張や意思だけでは、裁判所は動かない。自衛隊が関わる事件が起き、その事件の裁判を通して、関連する違憲審査を行うことができる。

米・加などでも採用される方法であるが、独・韓・澳などでは具体的な事例が無くても違憲審査ができる。

## +a これまで最高裁で違憲判決がでたもの

日本では、過去に最高裁違憲判決が出たものはそう多くない。覚えておいて損は無い！

### ①尊属殺人重罰規定(1973)

- 争点** 刑法200条が「憲法14条 法の下平等」に違反していないか。  
**結論** この規定を違憲として、1995年に刑法200条は削除

### ②薬事法距離制限規定(1975)

- 争点** 薬事法が「憲法22条 職業選択の自由」を奪っていないか。  
**結論** この規定を違憲として、1975年に距離制限規定を削除。

### ③衆議院議員定数不均衡(1976)(1985)

- 争点** 公職選挙法の定数が不均衡であり、「憲法14条 法の下平等」「憲法44条 選挙人資格の平等」に違反していないか。

### ④共有林分割制限規定(1987)

- 争点** 森林法が「憲法29条 財産権の保障」を犯していないか。  
**結論** この規定を違憲として、1987年に分割制限規定を削除。

### ⑤愛媛玉ぐし料違憲訴訟(1997)

- 争点** 愛媛県が靖国神社への玉ぐし料を公費から負担した件は第20条の政教分離の原則に違反していないか。  
**結論** この行為を特定宗教への援助として、違憲判決。

### ⑥書留郵便免責規定(2002)

- 争点** 郵便法による国の賠償責任の規則が「憲法17条 国家賠償請求権」に違反していないか。  
**結論** この規定を違憲として、2002年に国会改正。

### ⑦在外邦人選挙権制限規定(2005)

- 争点** 在外邦人の選挙権を限定することは、「憲法15条 普通選挙保障」「憲法44条 選挙人資格の平等」などに違反していないか。  
**結論** この規定を違憲として、2007年に国会改正→2007年施行。

### ⑧婚外子(非嫡出子)国籍取得制限規定(2008)

- 争点** 国籍法で婚外子の国籍取得に制限を加えている内容は「憲法14条 法の下平等」に違反していないか。  
**結論** この規定を違憲として、2008年に国会改正。

### ⑨砂川政教分離違憲訴訟(2010)

- 争点** 砂川市の土地を神社敷地として無償提供した事が政教分離に反するか。  
**結論** この行為は限度を超えるものであり、宗教団体への特権賦与に該当。

### ⑩婚外子(非嫡出子)の相続格差(2013)

- 争点** 民法において非嫡出子と嫡出子の間で相続の差をつけていることが「憲法14条 法の下平等」に違反していないか。  
**結論** この規定を違憲として、2013年に国会改正。規定は削除。

### ⑪女性の再婚禁止期間(2015)

- 争点** 女性は離婚後に再婚できない期間があると定めた民法が「14条 法の下平等」「24条 両性の本質的平等」に反していないか。  
**結論** 規定を違憲として、2016年に国会改正→再婚禁止期間を短縮

### ⑫孔子廟違憲判決(2021)

- 争点** 那覇市が孔子を祀る施設に土地を無償提供していたことが第20条の政教分離の原則に反していないか。  
**結論** この行為は、特定宗教への支援と感ぜられるとして有償へ切り替え

### NEW! ⑬在外邦人の国民審査権制限規定(2022)

- 争点** 在外邦人に国民審査を認めないことは、公務員選定罷免権の侵害では。  
**結論** この規定を違憲として、2022年度の国会にて法改正を目指す。

## (iv) 司法の課題

2000年頃より、司法制度の課題を受けて新たな改革が進められてきた。主に以下のような批判が為されており、各項目に分けて対応策を紹介していく。

- 現状**
- ①裁判に時間がかかりすぎる
  - ②被害者の権利が軽んじられている
  - ③法曹人口が少ない
  - ④市民の司法参加が少ない★2

### ■ ①裁判の迅速化

裁判の判決までに時間や費用がかかる点が課題として挙げられ、その改善案として頻出の事項を紹介する。

#### ・裁判迅速化法施行(2003)

[内容] 第一審は2年以内の終了を目標とする

#### ・公判前整理手続の導入(2005)

[内容] 裁判員の参加前に、裁判官・弁護士・検察官が裁判計画を立てる。  
具体的には、「争点の整理」や「証拠・証人」の決定など

#### ・裁判外紛争解決手続(ADR)の利用促進(2007)

[内容] 交通事故や相続などの身近なトラブルについて、専門家の第三者が間に入り、裁判以外での解決を図ること

## ■ ②被害者の権利が軽んじられている

これまで、被害者が法廷に参加することはできず、被害者の権利が軽んじられていると批判されてきた。法廷が報復の場にならないか、感情に流され冷静な判断が難しくなるのでは、といった懸念はあるが、近年は被害者の司法参加が認められてきている。

### ・ 犯罪被害者参加制度(2008導入)

[内容] 一定の重大事件において、被害者や家族・弁護士などが参加できるように。

証人尋問や被告人質問などを可能とし、被害者の前向きな人生の手助けや有罪の場合に反省・更生を促す効果をもたらすことが期待されている。

※ 参加にあたってプライバシーが守られるよう、名前の非公開や傍聴席へのついで、別室からモニターでの参加なども可能となっている

## ■ ③法曹人口が少ない

法曹人口 … 裁判官や検察官、弁護士などの法に関わる人。日本は欧米諸国に比べて極端に少ない現状。

2006〔<sup>16</sup> 〕(ロースクール)開校

しかし、合格率が低迷し志願者が減少したため、募集停止や撤退が相次いでいる

## ■ ④市民の司法参加が少ない

・ 日本司法支援センター(〔<sup>17</sup> 〕)の設置 … 経済的理由で弁護士を依頼できない人を援助

・ 2009～ **裁判員制度**の導入(海外の事例を倣って★<sub>2</sub>)

有権者から無作為に選ばれた〔 〕名の裁判員と、〔 〕名の裁判官(プロ)の9名で審議を行い、有罪・無罪の決定と量刑の判断を行う。

### 裁判員裁判のポイント

- (i) 死刑や無期懲役などの**重い刑罰の事件が対象**
- (ii) 〔<sup>18</sup> 〕**裁判の**〔<sup>19</sup> 〕**のみ**で行われる
- (iii) **有罪無罪 + 刑罰の内容を全員で判断**する

### 裁判員が選ばれる流れ

- ①有権者からくじで選ばれた人が候補者名簿に載る
- ②70歳以上や重病の人、妊娠中の女性などは辞退できる
- ③名簿の中から選ばれた人が、裁判所の呼び出しを受ける
- ④呼び出しを受けた人から、事件を担当する裁判員が決定
- ⑤プロの裁判官とともに刑事裁判を担当する

### 裁判員制度の課題

#### (i) 裁判員候補者の辞退率上昇

高齢化により裁判員候補者の確保が難しいことや、数週間かかる審理では職場を休んだり、家庭を空けて裁判員を引き受けることが難しいことが原因で、辞退率が半数を超えることも。

#### (ii) 裁判員をすることでの心理的負担・ストレス

#### (iii) 裁判は裁判のプロに任せるべきではないか?という意見

### ★<sub>2</sub> 諸外国の司法参加制度

\*<sup>20</sup> \_\_\_\_\_ (米・英)  
陪審員→有罪無罪の決定  
裁判官→量刑の決定

\*<sup>21</sup> \_\_\_\_\_ (独・仏)  
参審員→裁判官と共に  
有罪無罪と量刑を判断



今後この制度はどうあるべきか…?



# 司法権-裁判所



## (i) 司法権の独立

- **司法権の独立**…司法権は公正でなければならず、他の干渉を受けないようにする規則がいくつかある。  
裁判所のみが司法権を持てるよう、日本国憲法下では〔<sup>1</sup> **特別裁判所**〕の設置を禁止

① **裁判官の職権の独立**(第76条3項)：裁判官は良心に従い、憲法・法律にのみ拘束=その他の圧力は除外！

例：〔<sup>2</sup> **大津事件**〕(1891)

日本人がロシア皇太子を襲撃した事件の際に、法律以上の判決を与えるよう政府が圧力を掛けた。  
しかし、大審院長の**児島惟謙**は、圧力に屈せず、法律の通りに正しい判決を下した。

② **規則制定権**(第77条)：訴訟に関する手続きなどを定める権利を持つ

③ **裁判官の身分保障**：**特例**を除きクビにならない、相当額の報酬と身分が保障される



### ★定年以外で裁判官が罷免されるパターン

- (i) 心身の故障のため、職務をおこなうことができないとされた場合
- (ii) 国会が設置する〔<sup>3</sup> **弾劾裁判所**〕で、罷免の判決を受けた場合
- (iii) 国民による〔<sup>4</sup> **国民審査**〕によって多数が罷免とした場合(最高裁判所裁判官のみ)

## (ii) 裁判所と三審制

- **裁判の種類**<sup>★1</sup> ~☆名誉毀損に関する実際の裁判例をみながら裁判制度について学んでみよう。~

### 事件簿1 アンガールズ山根 名誉毀損被害訴訟

【事件内容】お笑いコンビ「アンガールズ」の山根良顕(36)に対する強姦容疑の告訴状をネット掲示板に掲載したとして、名誉毀損罪に問われた河本順子被告(34)に対し大阪地裁は、懲役1年2月、執行猶予3年の判決を言い渡した。判決理由で裁判官は「2人のメールのやりとりなどから、虚偽の内容で名誉を傷つけた事実は認めるほかない」と述べ、刑事責任は免れないとした。(第一審：大阪地裁)

### 事件簿2 橋本徹 週刊文春訴訟

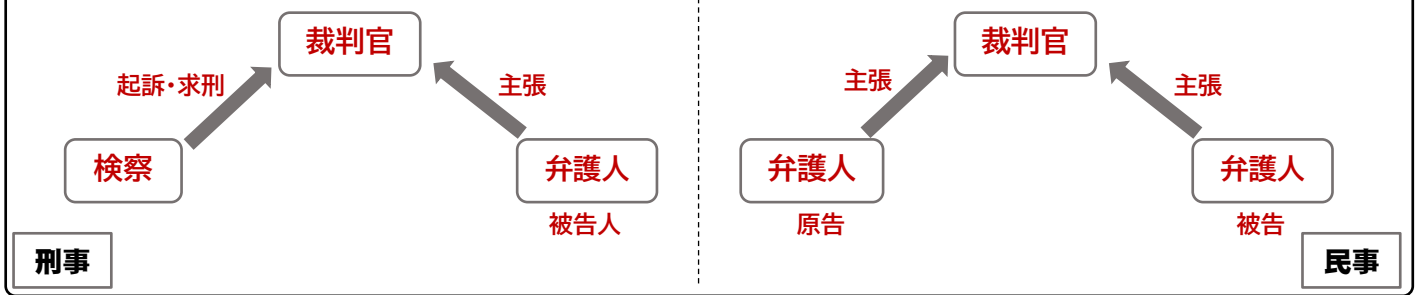
【事件内容】風俗店で性的接待を受けたとする週刊文春の記事で名誉を傷つけられたとして、橋本徹前大阪市長が発行元の文芸春秋に 1100万円の損害賠償を求めた訴訟の**控訴審**判決があった。裁判長は、名誉毀損を認定して220万円の支払いを命じた1審判決を支持、それぞれの控訴を棄却した。判決理由で裁判長は女性について「客観的な裏付けなし」と指摘し、真実と認められないと判断。(第一審：大阪地裁→第二審：大阪高裁)

〔<sup>5</sup> **刑事裁判**〕 = 被告人の有罪・無罪、有罪なら量刑を決定する裁判(事件簿1のような裁判)

〔<sup>6</sup> **民事裁判**〕 = 財産や身分に関する権利・義務についての争いを裁く裁判(事件簿2のような裁判)  
和解という形で終了、簡単な手続きである調停によって解決

〔<sup>7</sup> **行政裁判**〕 = 政府や地方公共団体が行う行政行為についての裁判

## ★<sub>1</sub> 刑事裁判と民事裁判の違い



## ■ 裁判所の種類

- ・〔<sup>8</sup> **最高裁判所**〕…日本に一つだけある裁判所。天皇が任命する長官 + 14名の裁判官で構成
- ・**下級裁判所**
  - 高等裁判所**：全国に8カ所あり、控訴・抗告審を扱う
  - 地方裁判所**：各都道府県 + 北海道4カ所の計50カ所
  - 〔<sup>9</sup> **家庭**〕裁判所：家事事件や少年事件などを扱う
  - 〔<sup>10</sup> **簡易**〕裁判所：罰金140万円以下の請求や罰金以下の刑にあたる第一審を扱う

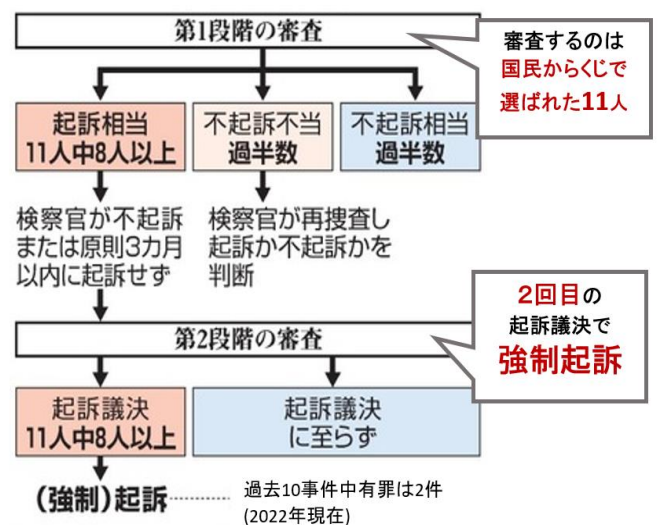
- ・〔<sup>11</sup> **三審制**〕：国民の権利保障を確実にするために、3回まで裁判を受けることができる制度  
判決に不服があれば、上級裁判所にやり直し（上訴）を求めることが可能。
- ・〔<sup>12</sup> **再審制度**〕：証拠が虚偽のものであったり、新しい事実が判明したりした場合、  
裁判のやり直しができる制度 ⇒ 〔<sup>13</sup> **冤罪**〕の防止

## +a 検察審査会とは

検察は、犯罪の疑いがあるものを捜査し、起訴するかどうかを決定する役割を担う。つまり、起訴において検察が全ての権限を握っており、万が一その決定が不適当だった場合に実施されるのが**検察審査会**である。検察の判断を監視する役割をもつ。

### 検察審査会のポイント

- (1) 審査する人は有権者  
専門家ではなく、一般市民から抽選で選ばれている。
- (2) 「起訴すべき」という判断が2度決定された場合には、検察は必ず起訴しなければならない。(= **強制起訴**)



## (iii) 違憲審査権

**違憲審査権**…裁判所が裁判を通して一切の法律・命令・規則などが憲法に反していないかを判断する権限  
特に、最高裁判所は最終的な判断を下す場所であるとして〔<sup>14</sup> **憲法の番人**〕と呼ばれる

日本の違憲審査方法 = 〔<sup>15</sup> **付随的**〕 **違憲審査制**

**違憲審査をする際には、何かしら具体的な事件の裁判が必要**となること。

つまり、「自衛隊は憲法9条に反しているんじゃないの…?」という主張や意思だけでは、裁判所は動かない。自衛隊が関わる事件が起き、その事件の裁判を通して、関連する違憲審査を行うことができる。

米・加などでも採用される方法であるが、独・韓・澳などでは具体的な事例が無くても違憲審査ができる。

## +a これまで最高裁で違憲判決がでたもの

日本では、過去に最高裁違憲判決が出たものはそう多くない。覚えておいて損は無い！

### ①尊属殺人重罰規定(1973)

- 争点** 刑法200条が「憲法14条 法の下平等」に違反していないか。  
**結論** この規定を違憲として、1995年に刑法200条は削除

### ②薬事法距離制限規定(1975)

- 争点** 薬事法が「憲法22条 職業選択の自由」を奪っていないか。  
**結論** この規定を違憲として、1975年に距離制限規定を削除。

### ③衆議院議員定数不均衡(1976)(1985)

- 争点** 公職選挙法の定数が不均衡であり、「憲法14条 法の下平等」「憲法44条 選挙人資格の平等」に違反していないか。

### ④共有林分割制限規定(1987)

- 争点** 森林法が「憲法29条 財産権の保障」を犯していないか。  
**結論** この規定を違憲として、1987年に分割制限規定を削除。

### ⑤愛媛玉ぐし料違憲訴訟(1997)

- 争点** 愛媛県が靖国神社への玉ぐし料を公費から負担した件は第20条の政教分離の原則に違反していないか。  
**結論** この行為を特定宗教への援助として、違憲判決。

### ⑥書留郵便免責規定(2002)

- 争点** 郵便法による国の賠償責任の規則が「憲法17条 国家賠償請求権」に違反していないか。  
**結論** この規定を違憲として、2002年に国会改正。

### ⑦在外邦人選挙権制限規定(2005)

- 争点** 在外邦人の選挙権を限定することは、「憲法15条 普通選挙保障」「憲法44条 選挙人資格の平等」などに違反していないか。  
**結論** この規定を違憲として、2007年に国会改正→2007年施行。

### ⑧婚外子(非嫡出子)国籍取得制限規定(2008)

- 争点** 国籍法で婚外子の国籍取得に制限を加えている内容は「憲法14条 法の下平等」に違反していないか。  
**結論** この規定を違憲として、2008年に国会改正。

### ⑨砂川政教分離違憲訴訟(2010)

- 争点** 砂川市の土地を神社敷地として無償提供した事が政教分離に反するか。  
**結論** この行為は限度を超えるものであり、宗教団体への特権賦与に該当。

### ⑩婚外子(非嫡出子)の相続格差(2013)

- 争点** 民法において非嫡出子と嫡出子の間で相続の差をつけていることが「憲法14条 法の下平等」に違反していないか。  
**結論** この規定を違憲として、2013年に国会改正。規定は削除。

### ⑪女性の再婚禁止期間(2015)

- 争点** 女性は離婚後に再婚できない期間があると定めた民法が「14条 法の下平等」「24条 両性の本質的平等」に反していないか。  
**結論** 規定を違憲として、2016年に国会改正→再婚禁止期間を短縮

### ⑫孔子廟違憲判決(2021)

- 争点** 那覇市が孔子を祀る施設に土地を無償提供していたことが第20条の政教分離の原則に反していないか。  
**結論** この行為は、特定宗教への支援と感ぜられるとして有償へ切り替え

### NEW! ⑬在外邦人の国民審査権制限規定(2022)

- 争点** 在外邦人に国民審査を認めないことは、公務員選定罷免権の侵害では。  
**結論** この規定を違憲として、2022年度の国会にて法改正を目指す。

## (iv) 司法の課題

2000年頃より、司法制度の課題を受けて新たな改革が進められてきた。主に以下のような批判が為されており、各項目に分けて対応策を紹介していく。

- 現状**
- ①裁判に時間がかかりすぎる
  - ②被害者の権利が軽んじられている
  - ③法曹人口が少ない
  - ④市民の司法参加が少ない★2

### ■ ①裁判の迅速化

裁判の判決までに時間や費用がかかる点が課題として挙げられ、その改善案として頻出の事項を紹介する。

#### ・裁判迅速化法施行(2003)

[内容] 第一審は2年以内の終了を目標とする

#### ・公判前整理手続の導入(2005)

[内容] 裁判員の参加前に、裁判官・弁護士・検察官が裁判計画を立てる。  
具体的には、「争点の整理」や「証拠・証人」の決定など

#### ・裁判外紛争解決手続(ADR)の利用促進(2007)

[内容] 交通事故や相続などの身近なトラブルについて、専門家の第三者が間に入り、裁判以外での解決を図ること



## ■ ②被害者の権利が軽んじられている

これまで、被害者が法廷に参加することはできず、被害者の権利が軽んじられていると批判されてきた。法廷が報復の場にならないか、感情に流され冷静な判断が難しくなるのでは、といった懸念はあるが、近年は被害者の司法参加が認められてきている。

### ・犯罪被害者参加制度(2008導入)

[内容] 一定の重大事件において、被害者や家族・弁護士などが参加できるように。

証人尋問や被告人質問などを可能とし、被害者の前向きな人生の手助けや有罪の場合に反省・更生を促す効果をもたらすことが期待されている。

※ 参加にあたってプライバシーが守られるよう、名前の非公開や傍聴席へのついで、別室からモニターでの参加なども可能となっている

## ■ ③法曹人口が少ない

法曹人口 … 裁判官や検察官、弁護士などの法に関わる人。日本は欧米諸国に比べて極端に少ない現状。

2006〔<sup>16</sup> **法科大学院**〕(ロースクール) 開校

しかし、合格率が低迷し志願者が減少したため、募集停止や撤退が相次いでいる

## ■ ④市民の司法参加が少ない

・日本司法支援センター(〔<sup>17</sup> **法テラス**〕)の設置 … 経済的理由で弁護士を依頼できない人を援助

・2009～ **裁判員制度**の導入(海外の事例を倣って★<sub>2</sub>)

有権者から無作為に選ばれた[6]名の裁判員と、[3]名の裁判官(プロ)の9名で審議を行い、有罪・無罪の決定と量刑の判断を行う。

### 裁判員裁判のポイント

- (i) 死刑や無期懲役などの**重い刑罰の事件が対象**
- (ii) [<sup>18</sup> **刑事**]裁判の[<sup>19</sup> **第一審**]のみで行われる
- (iii) **有罪無罪 + 刑罰の内容を全員で判断**する

### 裁判員が選ばれる流れ

- ①有権者からくじで選ばれた人が候補者名簿に載る
- ②70歳以上や重病の人、妊娠中の女性などは辞退できる
- ③名簿の中から選ばれた人が、裁判所の呼び出しを受ける
- ④呼び出しを受けた人から、事件を担当する裁判員が決定
- ⑤プロの裁判官とともに刑事裁判を担当する

### 裁判員制度の課題

#### (i) 裁判員候補者の辞退率上昇

高齢化により裁判員候補者の確保が難しいことや、数週間かかる審理では職場を休んだり、家庭を空けて裁判員を引き受けることが難しいことが原因で、辞退率が半数を超えることも。

#### (ii) 裁判員をすることでの心理的負担・ストレス

#### (iii) 裁判は裁判のプロに任せるべきではないか?という意見

### ★<sub>2</sub> 諸外国の司法参加制度

\*<sup>20</sup> **陪審制** (米・英)  
陪審員→有罪無罪の決定  
裁判官→量刑の決定

\*<sup>21</sup> **参審制** (独・仏)  
参審員→裁判官と共に  
有罪無罪と量刑を判断



今後この制度はどうあるべきか…?